

# 令和2年度 “ふじのくに”<sup>しみん</sup>士民協働 施策レビュー 改善提案への対応状況

## 1 基本情報

議論した施策	豊かな自然、文化、歴史に根ざした美しい景観の形成		
実施日/班名	10月11日(日)第6班	担当部局名	交通基盤部 景観まちづくり課 スポーツ・文化観光部 観光政策課
目標	広域景観の保全・形成を図るとともに、市町の景観行政団体への移行、景観形成計画の策定を促進します。		

## 2 施策推進の視点・主な取組み

### 👉 **視点1** 「ふじのくに回遊式庭園」の実現に向けた広域景観形成の推進

- ① 「ふじのくに回遊式庭園」の実現に向けた広域景観形成の推進

### 👉 **視点2** 地域の魅力を高める景観の保全と創造

- ② 地域の魅力を高める景観の保全と創造

## 3 現状・課題

### 現状・課題1

- 景観法は、景観の整備・保全を促進する目的で平成16年に規定されました。基本理念に「良好な景観は、国民共通の資産」と位置づけ、その整備・保全に向け、地方自治体をはじめ、各関係者にそれぞれの責務を課しています。
- このうち、市町は、基礎的自治体として景観形成の中心的な役割を担い、県は、各市町の取組等に対してけん引・調整・支援を行っています。
- 特に、富士山や伊豆半島など、本県を代表する「広域景観」の保全・形成を図るため、県では、関係市町と調整を図りながら、各景観施策・事業を進めています。
- 本県の景観形成を推進するため、今後、県民・事業者等の参画を図っていく必要があります。

### 現状・課題2

- 政令市以外の市町が主体となって景観行政を進めるには、各市町が景観法に基づく「景観行政団体」に移行する必要があります。
- 「景観行政団体」となった市町は、区域を指定し、区域における景観計画を定めることができます。景観計画により重点地区を設定したり、建築物の規制誘導を図ることで、良好な景観形成の取組を進めます。
- 観光地域づくりを進める市町にあっては、観光に係る重点地区の設定や観光施設の整備等を、景観計画に基づく取組と整合させる必要があります。
- 県でも、景観施策と観光施策を連動させて、各市町の主体的な景観形成の取組を支援し、周囲の景観と調和した魅力的な観光地域づくりを図っていく必要があります。
- 県は、観光地域づくりにおける市町の計画策定や公共施設の高質化等において、市町の取組が適切に進むよう有識者等のアドバイザーの派遣を行う支援を行っています。

#### 4 コーディネーター取りまとめコメント（コーディネーターが議論を総括して取りまとめ）

美しい景観の形成を推進するに当たっては、県として目指すべき景観の方向性を具体化すること、その取組に関する定量的な基準の制定に努めること、定期的なモニタリングを行い、どの程度進んだのかを広く知らしめることが必要である。

県民に対して、インスタグラム等 SNS などのデジタルと事例集などのアナログを駆使して、県の取組等を広く周知することが求められる。

カリキュラムやプログラムづくり、学校が取り組みやすい環境づくりを進め、学校などにおける景観地域教育の促進が必要である。

住民の生活と、観光のための景観の両立ができるよう、景観形成のサポートを更に推進していただくこと、そのためのモデルづくりにも積極的に取り組んで頂きたい。

#### 5 施策の改善提案とその反映状況

- 美しさ・心の豊かさは概念的なものであり、取組の成果、効果を定量的に測ることは非常に難しいと思われるが、住民と方向性を共有し優先順位を決めて施策を展開するに当たっては、定量評価できる基準を検討するとともに、地域住民等との継続的な議論が必要である。

景観は地域や市町ごとに多彩・多様であり、そのとらえ方も様々であることから評価の基準等に関して有識者・専門家等への相談や他事例の情報収集に努めていく。また、良好な景観形成に向けては、地域住民等との連携のもと、地域に適した施策を進めることが重要であるため、取組の進捗状況等の情報をわかりやすく発信し、住民の理解を得ながら方向性の共有を図っていく。

- 行政の景観形成に係る情報発信が不足していると感じられるため、教育機関、各自治体と連携するとともに、デジタル(インスタグラム等 SNS)とアナログ(冊子・事例集)を駆使して様々な世代に景観の情報を伝えるよう情報発信を強化する必要がある。

県の教育委員会と連携して実施している景観まちづくり学習の取組実績を報告書にまとめ、県ホームページで紹介するほか、富士山周辺・伊豆半島の美しい景観づくりを啓発するポスター等を作成し、関係市町と協力して公共施設や集客施設への掲出など、積極的な情報発信を行っていく。

デジタル対応でも、SNS(インスタグラム)のアカウントを開設し、県民からの情報を含めて良好な景観の写真を掲載する取組を開始し、今後も幅広い世代に対する情報発信に努めていく。

- 景観は観光資源であると同時に生活の一部であり、住民にとっても暮らしやすい景観であることが重要である。観光と住民の生活が両立できるよう市町等関係機関と連携した取組を推進する必要がある。

観光は、交流人口の拡大を通じた地域活性化に資することから、その重要性が高まっており、多くの旅行者に来訪を促すためには、その地域の人々の暮らしや環境、景観が、安全で素晴らしいと感じられる地域をつくるのが大切である。このため、観光と住民の生活が両立できるよう、来訪者による「訪れてよし」の評価を通じ、住民の「住んでよし」の地域としての愛着や誇りを醸成して来訪者の満足度向上を目指し、「国際競争力の高い観光地域づくり」、「観光客の来訪の促進」、「観光人材の育成と来訪者の受入環境の整備」といった3つの基本方針に基づき、地域住民と検討して策定した観光地エリア景観計画との整合を図った上で整備する「観光地域づくり整備事業」を実施する市町に補助している。

今後は、本県ならではの体験や価値の提供及び受入環境の整備など、市町等関係機関と連携して取組を進めていく。

- 地域住民が参画する機会が不足していると思われ、広く住民の意見を聞く場面を拡充するなど、住民参画の機会を増やす必要がある。

開設したSNSには、住民からの写真の投稿やコメントの書き込みが寄せられていることから、今後、住民の意識把握などに活用するなど、住民参画の機会拡大を図っていく。

また、2021年度は大井川流域や浜名湖周辺において、地域住民や団体と連携して周囲の景観に配慮した防護柵塗替え等の修景事業を実施し、住民参画の機会拡大に取り組んでいく。

〈2021年度事業〉

- ・広域景観づくり推進事業（拡充）

- 景観を重視する意識を広く県民に醸成するため、小・中・高校等の教育機関と連携して、景観に関する学習の機会を充実させる必要がある。

本県の多彩な景観について、こどもたちが故郷の原風景として意識し、地域への郷土愛を育めるように、県教育委員会と連携して、景観まちづくり学習の実践に取り組んでいる。今年度は、牧之原市と三島市の小学校で実施しており、2021年度は南伊豆町と森町の小学校を予定している。

今後も継続的に教育機関での景観まちづくり学習を行い、若年世代から関心を持ってもらいながら、景観形成への意識醸成を図っていくよう、取組を推進していく。